



三重県公報

令和4年4月26日 (火)

第 306 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
41	国際交流活動を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則	(ダイバーシティ社会推進課)	2
告 示			
240	地方自治法施行令第158条第1項の規定による寄附金の収納事務の委託	(災害対策課)	4
241	同件	(同)	5
242	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(長寿介護課)	5
243	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	5
244	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立医療機関の指定	(健康推進課)	6
245	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	6
246	水防法の規定による洪水浸水想定区域の指定	(河川課)	7
247	地方自治法施行令第158条第1項の規定による物品売払代金の収納事務の委託	(教育委員会)	8
公 安 委 告 示			
11	技能検定審査及び教習指導員審査の実施	(公安委員会)	8
12	運転免許取得者教育の認定に関する規則の規定に基づく認定教育実施者の変更の届出	(同)	9
公 告			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	9
	同件	(同)	10
	同件	(同)	11
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	12
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	12
	同件	(同)	12
	同件	(同)	12
	同件	(同)	12
	二級建築士の免許を取り消した旨	(建築開発課)	13
	開発行為に関する工事の完了	(同)	13
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(警察本部)	13
	同件	(同)	16
	同件	(同)	19

規 則

国際交流活動を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年四月二十六日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四十一号

国際交流活動を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則

国際交流活動を行う外国青年の勤務条件等に関する規則（令和元年三重県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線部で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>第十条 国際交流員には別表第一の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める期間の有給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇（同表に定める産前休暇及び産後休暇を除く。）の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。</p> <p>2 国際交流員には別表第二の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める無給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。</p>			<p>第十条 国際交流員には別表第一の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める期間の有給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。</p> <p>2 国際交流員には別表第二の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める無給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇（同表に定める産前休暇及び産後休暇を除く。）の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。</p>		
別表第一（第十条関係）			別表第一（第十条関係）		
区分	事由	期間	区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
妊娠中の通勤緩和	(略)	(略)	妊娠中の通勤緩和	(略)	(略)
不妊治療休暇	国際交流員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	第三条第二項に定める任期中において五日（当該通院等が体外受精その他の総務部長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、十日）の範囲内の期間			
配偶者出産休暇	国際交流員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	総務部長が定める期間内における二日の範囲内の期間			
育児参加休暇	国際交流員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週	当該期間内における五日の範囲内の期間			

	間) 前日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子(勤務時間条例第九条第一項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する国際交流員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	
産前休暇	六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定である女子の国際交流員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
産後休暇	女子の国際交流員が出産した場合	出産の日の翌日から八週間を経過する日までの期間(産後六週間を経過した女子の国際交流員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)

別表第二(第十条関係)

区分	事由	期間
保育時間	生後一年に達しない子を育てる国際交流員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	(略)

別表第二(第十条関係)

区分	事由	期間
産前休暇	六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定である女子の国際交流員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
産後休暇	女子の国際交流員が出産した場合	出産の日の翌日から八週間を経過する日までの期間(産後六週間を経過した女子の国際交流員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
保育時間	生後一年に達しない子(勤務時間条例第九条第一項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項、子の看護の項、短期介	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
短期介護	次に掲げる者（くに掲げる者にあつては、国際交流員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、世話等を行う国際交流員が、当該介護、世話等を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	イ 配偶者、父母、子及び配偶者の父母 ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹 ハ 国際交流員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び国際交流員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者	(略)	短期介護	次に掲げる者（くに掲げる者にあつては、国際交流員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、世話等を行う国際交流員が、当該介護、世話等を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	短期介護	次に掲げる者（くに掲げる者にあつては、国際交流員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、世話等を行う国際交流員が、当該介護、世話等を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	次に掲げる者（くに掲げる者にあつては、国際交流員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、世話等を行う国際交流員が、当該介護、世話等を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和四年五月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 240 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、災害時支援寄附金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 4 年 4 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 委託先

愛知県名古屋市中区錦一丁目 4 番 6 号

株式会社中部しんきんカード 代表取締役 住田 裕綱

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

三重県告示第 241 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、災害時支援寄附金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和4年4月26日

三重県知事 一見勝之

1 委託先

三重県津市栄町3丁目123番地1

株式会社百五カード 代表取締役 長合 教実

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

三重県告示第 242 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和4年4月26日

三重県知事 一見勝之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2470503281	訪問介護 はるこの家	三重県津市白塚町 3394	合資会社やさしさくら	令和4年3月31日	訪問介護
2472800107	南伊勢町社会福祉協議会 ふれあいなにとう	三重県度会郡南伊勢町村山 1132 番地の 1	社会福祉法人南伊勢町社会福祉協議会	令和4年3月31日	訪問介護
2460390228	訪問看護ステーション月見草	三重県鈴鹿市三宅町 1700 番地	特定非営利活動法人まごころ	令和4年3月31日	訪問看護
2460390277	訪問看護リハビリステーションダリア	三重県鈴鹿市大池 3 丁目 11-9 ベーシック 中日 1401	株式会社 Well ness Time	令和4年4月3日	訪問看護
2471400180	いなべ市ふじわらデイサービスセンター	三重県いなべ市藤原町市場 494 番地 2	社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会	令和4年3月31日	通所介護
2472200704	デイサービスセンターおぞら	三重県三重郡川越町高松 184 番 1	社会福祉法人青山里会	令和4年3月31日	通所介護
2472900055	志摩市社会福祉協議会阿児通所介護事業所	三重県志摩市阿児町鶴方 3098 番地 1	社会福祉法人志摩市社会福祉協議会	令和4年3月31日	通所介護
2470302577	ショートステイ矢橋	三重県鈴鹿市矢橋三丁目 16 番 13 号	医療法人博仁会	令和4年3月31日	短期入所生活介護
2470205952	JAYACARE 株式会社	三重県四日市市笹川1丁目 182 番地 1	JAYACARE 株式会社	令和4年3月31日	福祉用具貸与
2470205952	JAYACARE 株式会社	三重県四日市市笹川1丁目 182 番地 1	JAYACARE 株式会社	令和4年3月31日	特定福祉用具販売

三重県告示第 243 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和4年4月26日

三重県知事 一見勝之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2460390228	訪問看護ステーション月見草	三重県鈴鹿市三宅町 1700 番地	特定非営利活動法人まごころ	令和4年3月31日	介護予防訪問看護

2460390277	訪問看護リハビリステーションダリア	三重県鈴鹿市大池 3 丁目 11-9 ベーシック 中日 1401	株式会社 Well n e s s T i m e	令和 4 年 4 月 3 日	介護予防訪問看護
2470302577	ショートステイ矢橋	三重県鈴鹿市矢橋三丁目 16 番 13 号	医療法人博仁会	令和 4 年 3 月 31 日	介護予防短期入所生活介護
2470205952	J A Y A C A R E 株式会社	三重県四日市市笹川 1 丁目 182 番地 1	J A Y A C A R E 株式会社	令和 4 年 3 月 31 日	介護予防福祉用具貸与
2470205952	J A Y A C A R E 株式会社	三重県四日市市笹川 1 丁目 182 番地 1	J A Y A C A R E 株式会社	令和 4 年 3 月 31 日	特定介護予防福祉用具販売

三重県告示第 244 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 4 年 4 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
病院・診療所	つだメンタルクリニック	津市広明町 358 大橋ビル 2F	令和 4 年 4 月 1 日
病院・診療所	薬王堂医院	松阪市嬉野薬王寺町 786	令和 4 年 4 月 1 日
薬局	調剤薬局とまと 長島店	桑名市長島町出口 247	令和 4 年 4 月 1 日
薬局	かわらざき調剤薬局	四日市市生桑町 296-1	令和 4 年 4 月 1 日
薬局	スイショー薬局 泊店	四日市市泊山崎町 2-16	令和 4 年 4 月 1 日
薬局	安塚薬局	鈴鹿市安塚町 1605	令和 4 年 4 月 1 日
薬局	エムハート薬局 いざわ店	松阪市射和町 628-2	令和 4 年 4 月 1 日
薬局	アクア薬局 浜島店	志摩市浜島町浜島 1780-7	令和 4 年 4 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーションこころ	四日市市東坂部町 53 番地 1	令和 4 年 4 月 1 日
訪問看護	メディケア・リハビリ訪問看護ステーション松阪	松阪市新町 810 番地 1 3 階	令和 4 年 4 月 1 日

三重県告示第 245 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項及び 2 項の規定による届出（変更の届出）に対して同法第 8 条第 2 項の規定により提出があった意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 4 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
A O K I 四日市市生桑店・三洋堂書店四日市市生桑店
四日市市生桑町字榎下 201 番 1 ほか 4 筆
- 2 意見を有する者から述べられた意見
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
 - ア 図面番号 P-4 の駐車場出入口「あ」が狭いため、「あ」の左側駐車場 6 台を無くして出入口を広げてほしい。このスペースは出入りがしづらく、ほぼ使われていないため、従業員専用の駐車スペースとすることも検討すること。
 - イ 全体的に駐車場内の白線が消えているため、白線を引き直すこと。
 - (2) その他の事項
三洋堂書店の店舗の出入口前に、十分な歩行者用スペースを確保すること。
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 4 年 4 月 26 日から同年 5 月 26 日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第246号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項及び第3項並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条に基づき、次の河川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第14条第3項及び同規則第3条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び次の建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和4年4月26日

三重県知事 一見勝之

	水系名	河川名	関係図面を備え置く建設事務所
第1	東海川	東海川	志摩建設事務所
第2	日出川	日出川	志摩建設事務所
第3	西川	西川、後沖川、奥の野川	志摩建設事務所
第4	迫子川	迫子川	志摩建設事務所
第5	清水川	清水川	志摩建設事務所
第6	桧山路川	桧山路川	志摩建設事務所
第7	南張川	南張川、湯夫川	志摩建設事務所
第8	堀通川	堀通川	志摩建設事務所
第9	紙漉川	紙漉川	志摩建設事務所
第10	加茂川	落口川、白木川、鈴串川、加茂川上流域	志摩建設事務所
第11	大吉川	大吉川	志摩建設事務所
第12	藤谷川	藤谷川	志摩建設事務所
第13	磯部川	大谷川、地藏川、磯部川上流域、池田川上流域、野川上流域、山田川上流域	志摩建設事務所
第14	淀川	名張川、滝川、治田川、石打川、予野川、笠間川、小波田川、三谷川、ジャックリ川、釜石川、阿清水川、青蓮寺川、折戸川、百々川、花瀬川、木津川、小山川、松林坊川、大谷川、木戸川、相田川、西出川、宮谷川、東高倉川、平野川、往古川、小波田川、洪田川、高山川、岩根川、七本木川、山の川、砂川、矢田川、矢田川放水路、比自岐川、領主谷川、御代川、滝川、出屋敷川、北川、前深瀬川、三谷川、川上川、老川川、和木川、城川、柏尾川、青山川、奥山川、柘植川、滝川、宮川、足谷川、峠谷川、御代川、愛田川、上市場川、倉部川、大谷川、崩川、山の田川、後黒見川、朝古川、岩瀬川、河合川、鞆田川、野田川、湯舟川、松子川、黒滝川、丸柱川、米之川、滝谷川、浅子川、服部川、赤川、湯舟ヶ谷川、平田川、高砂川、東出川、子延川、島の川、矢谷川上流域、日野川、中野川、馬野川、左妻川、横野川、高尾川、高良城川	伊賀建設事務所
第15	逢川	逢川	熊野建設事務所
第16	湊川	湊川	熊野建設事務所
第17	里川	里川、久保川	熊野建設事務所
第18	熊野宮川	熊野宮川	熊野建設事務所
第19	西郷川	西郷川	熊野建設事務所
第20	尾呂志川	阪本川、片川川	熊野建設事務所

第 21	新宮川	湯の谷川、郷原川、野添川、宇田口川、那智川、小畑川、相野川、跡田川、不動地川、木和田川、ナベラ川、入谷川、古田川、熊谷川、大和田川、清水元川、楊枝川、北山川、矢倉川、尾川川、神上川、大又川、湯谷川、相ヶ谷川、小又川、相野谷川	熊野建設事務所
------	-----	--	---------

三重県告示第 247 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県立相可高等学校の花の苗に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 4 年 4 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 委託先

三重県多気郡多気町丹生 4337

株式会社 川原製茶

2 委託期間

令和 4 年 5 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

公安委告示

三重県公安委員会告示第 11 号

技能検定員審査等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号）第 1 条及び第 10 条第 1 項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施します。

令和 4 年 4 月 26 日

三重県公安委員会委員長 種 橋 潤 治

1 審査の種類及び実施期日等

(1) 技能検定員審査

	審査種別	審査実施日	申請受付期間
1	大型自動車免許	令和 4 年 6 月 23 日（木）	令和 4 年 6 月 6 日（月）から同月 10 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
2	中型自動車免許	令和 4 年 6 月 10 日（金）	令和 4 年 5 月 23 日（月）から同月 27 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
3	準中型自動車免許	令和 4 年 6 月 6 日（月）	令和 4 年 5 月 23 日（月）から同月 27 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
4	普通自動車免許	令和 4 年 7 月 28 日（木）及び同月 29 日（金）	令和 4 年 7 月 11 日（月）から同月 15 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
5	大型特殊自動車免許	令和 4 年 6 月 17 日（金）	令和 4 年 5 月 30 日（月）から同年 6 月 3 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
6	大型自動二輪車免許	令和 4 年 6 月 16 日（木）	令和 4 年 5 月 30 日（月）から同年 6 月 3 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
7	普通自動二輪車免許	令和 4 年 6 月 7 日（火）	令和 4 年 5 月 23 日（月）から同月 27 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
8	けん 牽引免許	令和 4 年 6 月 17 日（金）	令和 4 年 5 月 30 日（月）から同年 6 月 3 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
9	大型自動車第二種免許	令和 4 年 6 月 9 日（木）	令和 4 年 5 月 23 日（月）から同月 27 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
10	中型自動車第二種免許	令和 4 年 6 月 9 日（木）	令和 4 年 5 月 23 日（月）から同月 27 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
11	普通自動車第二種免許	令和 4 年 6 月 9 日（木）	令和 4 年 5 月 23 日（月）から同月 27 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間

(2) 教習指導員審査

	審査種別	審査実施日	申請受付期間
1	大型自動車免許	令和4年6月23日(木)	令和4年6月6日(月)から同月10日(金)までの午前9時から午後5時までの間
2	中型自動車免許	令和4年6月10日(金)	令和4年5月23日(月)から同月27日(金)までの午前9時から午後5時までの間
3	準中型自動車免許	令和4年6月6日(月)	令和4年5月23日(月)から同月27日(金)までの午前9時から午後5時までの間
4	普通自動車免許	令和4年6月13日(月)から同月15日(水)	令和4年5月30日(月)から同年6月3日(金)までの午前9時から午後5時までの間
5	大型特殊自動車免許	令和4年6月17日(金)	令和4年5月30日(月)から同年6月3日(金)までの午前9時から午後5時までの間
6	大型自動二輪車免許	令和4年6月16日(木)	令和4年5月30日(月)から同年6月3日(金)までの午前9時から午後5時までの間
7	普通自動二輪車免許	令和4年6月7日(火)	令和4年5月23日(月)から同月27日(金)までの午前9時から午後5時までの間
8	牽引免許	令和4年6月17日(金)	令和4年5月30日(月)から同年6月3日(金)までの午前9時から午後5時までの間
9	大型自動車第二種免許	令和4年6月9日(木)	令和4年5月23日(月)から同月27日(金)までの午前9時から午後5時までの間
10	中型自動車第二種免許	令和4年6月9日(木)	令和4年5月23日(月)から同月27日(金)までの午前9時から午後5時までの間
11	普通自動車第二種免許	令和4年6月9日(木)	令和4年5月23日(月)から同月27日(金)までの午前9時から午後5時までの間

2 実施場所

三重県津市垂水 2566 番地

三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課

3 申請手続

申請書は、各審査種別の申請受付期間内に、三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課教習所指導係において配布します。申請書の記載方法、添付書類及び審査手数料の詳細については、申請書の配布時に説明します。

4 問合せ先

御不明な点については、三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課教習所指導係（電話 059-229-1212 内線 432・433）へ問い合わせてください。

三重県公安委員会告示第 12 号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成 12 年国家公安委員会規則第 4 号）第 7 条第 2 項の規定により、運転免許取得者教育の認定に関する告示（平成 12 年三重県公安委員会告示第 36 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

令和 4 年 4 月 26 日

三重県公安委員会委員長 種 橋 潤 治

名称及び住所並びに代表者の氏名	
変更後	変更前
株式会社紀北自動車学校 北牟婁郡紀北町上里 309 番地 8 岡 本 拓 也	株式会社紀北自動車学校 北牟婁郡紀北町上里 309 番地 8 岡 本 哲 男

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 4 年 4 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

高野井土地改良区（津市一志町八太 1358 番地 1）

退任理事

津市一志町八太 1646 番地 1
 " " 高野 1153 番地 2
 " " 其村 563 番地
 " " 高野 1105 番地
 " " " 1092 番地 1
 " " " 1425 番地
 " " 日置 363 番地
 " 庄田町 2902 番地
 " 一志町八太 875 番地
 " " " 476 番地 9
 " " 新沢田 141 番地
 " 須ヶ瀬町 1551 番地 1
 " " 1559 番地
 " " 936 番地
 " 一志町庄村 275 番地

守 山 孝 之
 田 中 竹 次
 池 山 允 敏
 野 末 孝 行
 奥 田 高 則
 北 林 正 夫
 田 端 覚
 岸 江 五 美
 山 口 章
 藤 岡 久 男
 福 井 政 徳
 杉 山 政 善
 佐 藤 幸 宏
 印 南 昌 彦
 大 倉 勝 秀

退任監事

津市一志町其村 597 番地
 " " 高野 1964 番地 38
 " " 片野 846 番地

松 岡 伸 一
 宮 本 政 春
 近 藤 賢 二

就任理事

津市一志町八太 1646 番地 1
 " " 高野 1153 番地 2
 " " 其村 563 番地
 " " 高野 1105 番地
 " " " 1092 番地 1
 " " " 1425 番地
 " " 日置 363 番地
 " 庄田町 2965 番地
 " 一志町八太 875 番地
 " " " 476 番地 9
 " " 新沢田 141 番地
 " 須ヶ瀬町 1551 番地 1
 " " 1559 番地
 " " 936 番地
 " 一志町庄村 275 番地

守 山 孝 之
 田 中 竹 次
 池 山 允 敏
 野 末 孝 行
 奥 田 高 則
 北 林 正 夫
 田 端 覚
 岸 江 良 夫
 山 口 章
 藤 岡 久 男
 福 井 政 徳
 杉 山 政 善
 佐 藤 幸 宏
 印 南 昌 彦
 大 倉 勝 秀

就任監事

津市一志町其村 597 番地
 " " 高野 1964 番地 38
 " " 片野 846 番地

松 岡 伸 一
 宮 本 政 春
 近 藤 賢 二

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 4 年 4 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

殿土地改良区（松阪市六根町 775 番地 1）

退任理事

松阪市六根町 831 番地	中 島 秀 雄
" " 845 番地	河 合 國 本
" 井口中町 783 番地	桐 田 雅 行
" " 1 番地 2	大 西 光 春
" " 401 番地	澤 勲
" " 367 番地	永 田 洋 一
" 腹太町 683 番地	三 宅 良 久
" " 660 番地	池 田 敏 宏
" 保津町 847 番地	西 出 時 男
" " 814 番地	西 川 樞 生
" 高木町 291 番地	井 村 正 行
退任監事	
松阪市井口中町 365 番地	関 岡 博
" 保津町 857 番地	西 出 和 浩
就任理事	
松阪市井口中町 783 番地	桐 田 雅 行
" " 774 番地	池 田 房 雄
" " 401 番地	澤 勲
" " 410 番地	永 田 敏 弘
" 腹太町 680 番地	大 辻 亨
" " 676 番地 1	西 川 正 人
" 六根町 831 番地	中 島 秀 雄
" " 823 番地	河 合 秀 一
" 保津町 757 番地	北 出 正 行
" " 826 番地 1	京 戸 孝 之
" 高木町 291 番地	井 村 正 行
就任監事	
松阪市腹太町 677 番地	西 川 裕 登
" 六根町 838 番地	久留内 良 一
" 魚見町 283 番地	中 川 慶次郎

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 4 年 4 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

長澤土地改良区（鈴鹿市伊船町 1009 番地の 5）

退任理事

鈴鹿市長澤町 804 番地	村 山 好 樹
" " 860 番地	羽 田 守
" " 1071 番地	羽 田 民 洋
" " 1123 番地	大久保 智 裕
" " 1165 番地	澤 田 秀 光
" " 1360 番地	村 田 信 次

退任監事

鈴鹿市長澤町 829 番地の 4	澤 田 利 幸
" " 887 番地	羽 田 治 巳

就任理事

鈴鹿市長澤町 829 番地の 4	澤 田 利 幸
" " 864-2 番地	羽 田 清
" " 1083 番地	松 井 芳 久

鈴鹿市長澤町 887 番地	羽 田 治 巳
〃 〃 1051-1 番地	澤 田 常 幸
〃 〃 1360 番地	村 田 信 次
就任監事	
鈴鹿市長澤町 806-5 番地	藤 田 直 樹
〃 〃 1121 番地	澤 田 則 生

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、員弁川用水第二土地改良区（員弁郡東員町大字中上 3268 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 4 年 4 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 3 月 28 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和 4 年 4 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量及び 3 級水準測量）
- 2 作業地域
津市の一部、四日市市の一部、伊勢市の一部、松阪市の一部、鈴鹿市の一部、多気郡多気町の一部及び度会郡玉城町の一部

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 3 月 24 日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

令和 4 年 4 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業地域
松阪市飯高町栗野、同市飯高町富永、同市飯高町宮本、同市飯高町七日市、同市飯高町森、同市飯高町青田、同市飯高町猿山、同市飯高町蓮、同市飯高町乙栗子、同市飯高町加波、同市飯高町桑原、同市飯高町月出、同市飯高町波瀬、同市飯高町太良木、同市飯高町草鹿野、同市飯高町落方、同市飯高町舟戸、同市飯高町木梶及び同市飯高町栃谷

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 3 月 24 日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

令和 4 年 4 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業地域
度会郡大紀町滝原、同町阿曾、同町永会、同町崎、同町錦、同町大内山、同郡南伊勢町棚橋竈、同町古和浦、同町村山、同町伊勢路及び同町河内

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 3 月 24 日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

令和 4 年 4 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）

2 作業地域

北牟婁郡紀北町三浦、同町道瀬、同町海野、同町長島、同町東長島、同町島原、同町大原、同町十須、同町大字馬瀬、同町大字河内、同町大字上里、同町大字中里、同町大字船津、同町大字相賀、同町大字小浦、同町大字矢口浦、同町大字白浦、同町大字島勝浦及び同町古里

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 9 条第 1 項の規定により二級建築士の免許を取り消しましたので、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 4 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 免許の取消しをした年月日

令和 4 年 4 月 15 日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号

太地 あかね

二級建築士

三重県知事登録第 10545 号

3 免許の取消しの理由

建築士法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づく申請（上位資格取得）があったため

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 4 年 4 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 4 年 4 月 14 日	いなべ市大安町石樽東字下小原 2823-2 ほか 6 筆	四日市市北浜田町 1-3 株式会社ダイハツ三重 代表取締役 石 川 晋 司
令和 4 年 4 月 15 日	亀山市亀田町字眞船 344-3 ほか 7 筆ほか	亀山市菅内町 813 株式会社アップルクス 代表取締役 森 下 忍
令和 4 年 4 月 18 日	三重郡菟野町大字菟野字野中 3934-1 ほか 7 筆ほか	津市幸町 27-35 株式会社ランド・二十一 代表取締役 林 金 也

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 4 年 4 月 26 日

三重県警察本部長 佐 野 朋 毅

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

交通管制センター上位装置賃貸借

※ 納入、調整等の諸経費を含む。

(2) 契約の特質等

購入物品の性能に関し、本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入及び引渡期限

令和 5 年 2 月 28 日（火）

(4) 履行場所（納入場所）

三重県警察本部交通部交通管制センター

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を令和4年5月27日（金）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。(2)、(3)は、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出ができない場合は、申立書を提出（FAX可）してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書（第1号様式）
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 納入業者及びメンテナンスサービス体制表
- (5) 機器リスト及び機能確認書

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 久原
電話 059-222-0110（内線）2261 ファクシミリ 059-226-9917

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和4年6月21日（火）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合

令和4年6月14日（火）17時までに本システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合

令和4年6月15日（水）までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和4年6月21日（火）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和4年6月21日（火）15時まで

なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。

※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受 取 人 三重県警察本部警務部会計課調達係

案 件 名 交通管制センター上位装置賃貸借

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和4年6月21日（火）15時15分

場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Lease Contract of Traffic control center of use Universal Traffic Management device facilities.

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Tuesday, June 21, 2022.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 3:00 P.M. on Tuesday, June 21, 2022.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:15 P.M. on Tuesday, June 21, 2022.

(4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code:514-8514

Tel. 059-222-0110 (EXT. 2261)

Fax. 059-226-9917

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和4年4月26日

三重県警察本部長 佐野朋毅

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

指掌紋情報管理システム賃貸借

※ 納入、調整等の諸経費を含む。

(2) 契約の特質等

購入物品の性能に関し、本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入及び引渡期限

令和4年12月28日（水）

- (4) 履行場所（納入場所）
三重県警察本部刑事部鑑識課
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - エ ハードウェアの保守を行うため、通報後2時間以内に三重県警察本部において初動対応が可能であること。
- 3 入札に関する事項
 - (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
 - (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
 - (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
 - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
 - (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務
入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を令和4年5月27日（金）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。(2)、(3)は、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出ができない場合は、申立書を提出（FAX可）してください。
なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
 - (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書（第1号様式）
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
 - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
 - (4) 納入業者及びメンテナンスサービス体制表
 - (5) 機器リスト（別紙様式1）及び機能確認書（別紙様式2）
提出された機器リスト等に基づき確認を行い、サプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されない場合は、入札を無効扱いとします。機器リストには、今回対応可能な機器（機種数制限なし。提出は1回のみ。）について通番を優先順位とみなして内容を記載するとともに機能確認書の提出を併せてお願いします。サプライチェーン・リスクの恐れがないと確認した優先順位最上位のものを採用するものとします。
※ 機器確認に3～4週間を要する見込みのため落札決定までに相当の期間がかかります。
- 5 入札手続等に関する事項
 - (1) 担当部局
〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 久原
電話 059-222-0110（内線）2261 ファクシミリ 059-226-9917
 - (2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和4年6月21日（火）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合

令和4年6月14日（火）17時までに本システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合

令和4年6月15日（水）までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和4年6月21日（火）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和4年6月21日（火）15時まで

なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。

※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受 取 人 三重県警察本部警務部会計課調達係

案 件 名 指掌紋情報管理システム賃貸借

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和4年6月21日（火）15時15分

場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当す

るときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Lease Contract of Information Management System of Finger and Palm Print.

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Tuesday, June 21, 2022.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 3:00 P.M. on Tuesday, June 21, 2022.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:15 P.M. on Tuesday, June 21, 2022.

(4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code:514-8514

Tel. 059-222-0110 (EXT. 2261)

Fax. 059-226-9917

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 4 年 4 月 26 日

三重県警察本部長 佐野 朋 毅

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

WAN端末等（調整等一式） 489 式

【内訳】

WAN端末 467 式

インターネット端末 22 式

(2) 契約の特質等

購入物品の性能に関し、本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

令和4年12月28日（水）

(4) 履行場所（納入場所）

三重県警察本部警務部情報管理課

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を令和4年5月23日（月）13時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。(2)、(3)は、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出ができない場合は、申立書を提出（FAX可）してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書（第1号様式）

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(4) 機器リスト（別紙様式1）及び機能確認書（別紙様式2）

提出された機器リスト等に基づき確認を行い、サプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されない場合は、入札を無効扱いとします。機器リストには、今回対応可能な機器（機種数制限なし。提出は1回のみ。）について通番を優先順位とみなして内容を記載するとともに機能確認書の提出を併せてお願いします。サブ

ライチェーン・リスクの恐れがないと確認した優先順位最上位のものを採用するものとします。

※ 機器確認に3~4週間を要する見込みのため落札決定までに相当の期間がかかります。

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 久原

電話 059-222-0110 (内線) 2261 ファクシミリ 059-226-9917

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から令和4年6月22日(水)まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合

令和4年6月15日(水)17時までに本システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合

令和4年6月15日(水)17時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和4年6月22日(水)15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和4年6月22日(水)15時まで

なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。

※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受 取 人 三重県警察本部警務部会計課調達係

案 件 名 WAN端末等の購入

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和4年6月22日(水)15時15分

場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

WAN Terminal and Internet Terminal 489 units.

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Wednesday, June 22, 2022.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 3:00 P.M. on Wednesday, June 22, 2022.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:15 P.M. on Wednesday, June 22, 2022.

(4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters
1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code:514-8514
Tel. 059-222-0110 (EXT. 2261)
Fax. 059-226-9917

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
